

【総合事業用】過誤申立の際の留意点について

- ① 国保連合会の審査を終えて、請求が決定しているものでなければ、過誤申立の処理はできません。過誤申立の前に、請求が決定しているものであるかどうか今一度ご確認ください。
- ② 申立事由コードは、(コード1) は10で固定となります。(コード2)の数字のみを記入してください。

(コード1)

| | 様式番号 | 様式名称 |
|------------------|------|-----------------------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業費 | 10 | 介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書 |

(コード2)

| 申立理由番号 | 様式名称 |
|--------|----------------------|
| 02 | 請求誤り(請求誤りによる実績の取り下げ) |
| 99 | その他の理由による実績の取り下げ |

- ③ 申立書は【総合事業用】を使用してください。市で作成する過誤のデータは介護・予防給付と総合事業で2種類になりますので、一枚の過誤申立書に介護・予防給付と総合事業を混同しないようお願いします。